



埼玉県報

号外第 20 号
令和 7 年(2025 年)
9 月 1 日
月曜日

目 次

告示

- 令和 7 年度後期技能検定の実施（産業人材育成課）
- 令和 7 年度後期技能検定の実技試験受検手数料減額（産業人材育成課）
- 保安林の皆伐面積限度の公表（森づくり課）

告 示

埼玉県告示第六百六十四号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和七年度後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和七年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 実施等級別職種

イ 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

ロ 一級及び二級

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業、鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業（二級のみ））

ハ 三級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図C A D作業）

ニ 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）及び製麺（機械生麺製造作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

(1) 実施期日

令和七年十二月五日（金）から令和八年二月十五日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

(2) 実施場所

協会が指定する場所

(3) 試験問題の公表

令和七年十一月二十八日（金）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

(1) 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
一 一級及び二級 機械検査、シーケンス制御、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験	令和八年一月二十五日（日）
二 三級 シーケンス制御、配管及び型枠施工	

一 特級 鑄造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 二 一級及び二級 工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、防水施工及び機械・プラント製図 三 三級 造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工及び機械・プラント製図 四 単一等級 製麺	令和八年二月一日（日）
一 二級 舞台機構調整	令和八年二月四日（水）
一 一級及び二級 金属ばね製造、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工及び塗装 二 三級	令和八年二月八日（日）

機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき及び鉄筋施工	
三 単一等級	
電子回路接続	

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を
確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を
証する書面又はその写し

(4) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇―〇〇七四）

ハ 受付期間

令和七年十月二日（木）から令和七年十月十五日（水）まで

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百八十円分を同封して請求すること。

- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

- (3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を受検案内で指定する方法で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
造 園	一万八千二百円（一万二千百円）
鑄 造	一万八千二百円
金属熱処理	一万八千二百円
機械加工	一万八千二百円（一万二千百円）
非接触除去加工	一万八千二百円
金型製作	一万八千二百円
金属プレス加工	一万八千二百円
工場板金	一万八千二百円
めっき	一万八千二百円
金属ばね製造	一万八千二百円
仕上げ	一万八千二百円
機械検査	一万八千二百円（一万二千百円）
ダイカスト	一万八千二百円
電子回路接続	一万八千二百円
電子機器組立て	一万八千二百円（一万二千百円）
電気機器組立て	一万八千二百円
シーケンス制御	一万八千二百円（一万二千百円）
半導体製品製造	一万八千二百円
プリント配線板製造	一万八千二百円
自動販売機調整	一万八千二百円

コンクリート圧送施工	一万八千二百円
鉄筋施工	一万八千二百円（二万二千百円）
型枠施工	一万八千二百円（二万二千百円）
配管	一万八千二百円（二万二千百円）
かわらぶき	一万八千二百円（二万二千百円）
建築大工	一万八千二百円（二万二千百円）
製麺	一万八千二百円
菓子製造	一万八千二百円
パン製造	一万八千二百円
石材施工	一万八千二百円
プラスチック成形	一万八千二百円
紳士服製造	一万八千二百円
婦人子供服製造	一万八千二百円
冷凍空気調和機器施工	一万八千二百円（二万二千百円）
農業機械整備	一万八千二百円
建設機械整備	一万八千二百円
油圧装置調整	一万八千二百円
空気圧装置組立て	一万八千二百円
内燃機関組立て	一万八千二百円
光学機器製造	一万八千二百円
時計修理	一万八千二百円（二万二千百円）
鉄道車両製造・整備	一万八千二百円

防水施工	一万八千二百円
樹脂接着剤注入施工	一万八千二百円
ガラス施工	一万八千二百円
機械・プラント製図	一万八千二百円（一万二千二百円）
金属材料試験	一万八千二百円
塗装	一万八千二百円
舞台機構調整	一万八千二百円

備考 手数料の欄の（ ）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号（埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十二号金額の欄の知事が別に定める者）に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）
三千百円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表
令和八年三月十三日（金）に埼玉県ホームページに掲載するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知
協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第六百六十五号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第五条第二号の規定により、令和七年埼玉県告示第六百六十四号（令和七年度後期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額する。

令和七年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料 九千円
- イ 三級の実技試験を受検すること。
- ロ 実技試験受検申請日（郵送で申請する場合にあつては、消印日。次号において同じ。）において県内に住所を有し、在勤し、又は在学する者であること。
- ハ 令和七年四月一日において三十五歳未満であること。
- ニ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないこと。
- 二 次に掲げる要件のいずれにも該当する者（前号に規定する者を除く。）に係る手数料 九千円
- イ 三級の実技試験を受検すること。
- ロ 令和七年四月一日において二十三歳未満であること。
- ハ 実技試験受検申請日において雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であること。
- ニ 出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないこと。
- 三 前号イ、ロ及びニに掲げる要件に該当する者（前二号に規定する者を除く。）に係る手数料 四千五百円

告 示

埼玉県告示第六百六十六号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、保安林の皆伐による立木の伐採につき、令和七年度において新たに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和七年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

単 位 区 域	範 囲	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)
入 間 地 区	飯能市、日高市、入間郡越生町、 毛呂山町	水源かん養保安林	160.32
		土砂流出防備保安林	101.64
		干害防備保安林	6.54
		保健保安林	8.54
西 部 地 区	入間市大字新光	防風保安林	0.08
武 蔵 地 区	入間市大字木蓮寺・大字寺竹	防風保安林	0.20
毛 呂 山 地 区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.07
新 郷 地 区	所沢市大字新郷	防風保安林	0.29
狭 山 地 区	狭山市	防風保安林	0.22
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
菅 谷 地 区	比企郡嵐山町、ときがわ町、 鳩山町	防風保安林	0.48
寄 居 地 区	熊谷市、深谷市、大里郡寄居町	防風保安林	0.64
利 根 川	本庄市、児玉郡神川町、美里町	水源かん養保安林	41.18
		土砂流出防備保安林	23.72
		干害防備保安林	0.66
荒 川 下 流	深谷市、比企郡嵐山町、小川町、 ときがわ町、秩父郡東秩父村、 大里郡寄居町	土砂流出防備保安林	53.16
		干害防備保安林	3.48
赤 平 地 区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉 田太田部・上吉田・下吉田・吉 田久長、秩父郡長瀬町、皆野町、 小鹿野町	水源かん養保安林	106.98
		土砂流出防備保安林	248.54
		干害防備保安林	5.74
		保健保安林	0.12

単 位 区 域	範 囲	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)
荒川	秩父市黒谷・栃谷・大野原・定峰・山田・小柱・太田・伊古田・品沢・大宮・久那・別所・寺尾・蒔田・田村・上影森・下影森・浦山・日野田町・野坂町・熊木町・荒川贅川・荒川白久・荒川日野・荒川上田野・荒川久那・荒川小野原・大滝・三峰・中津川、秩父郡横瀬町	水源かん養保安林	1,969.81
		土砂流出防備保安林	83.95
		干害防備保安林	40.76
		保健保安林	25.76
秩 父 地 区	秩父市中津川、秩父郡小鹿野町	保健保安林	362.14
計			3,245.14